

質問第四十一号

國鉄輸送途中貨物抜取に関する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年三月十九日

油井賢太郎

参議院議長 松平恒雄殿

昭和廿三年参月廿貳日

國鉄輸送途中貨物取扱に関する質問主意書

戦後國民の道義心は極度にたいはいしこれが國民生活安定を阻害すること言語に絶するものがあると憂慮されているが就中纖維品類はその形、容積の小なる割に價格が高價にして直ちに使用出来るためか輸送途上における荷扱は莫大なる量と件数に上つてゐる。然も其の方法は実に巧妙を極め梱包形体に何等の變化を示さずに荷扱をされてゐることが殆んど大部分で余りにも惡埒至極と謂はざるを得ない。この結果

一、取扱業者が其の手数料より多額の損失を蒙ること

二、配給計画に多大の齟齬を來すこと

三、荷扱実情調査のため多額の失費と労力の浪費を生ずること

四、國鉄並に取締官廳に対する信頼感の喪失

等の欠陥を招來しつつあるがこれを關係官廳方面に諮すも責任の歸着点が明瞭でないため取扱業者は泣寝入りの現情である。纖維品以外にも同様の件が多々あると思うが輸送途上の荷扱絶滅方対策を關係官廳

毎、具体的に且つ詳細に示されたい。